

建物の改修・解体時の事前調査は
有資格者が行うことが必要となります

みなさんは資格取得は
お済みですか？





疑問①

石綿作業主任者はいるけれど、
それでも新たな資格者が必要なの？

**はいそうです！ 令和5年10月1日から石綿の有無の
事前調査は厚生労働大臣が定める講習を修了した
有資格者が行うことが義務となります。**

●有資格者とは「**石綿含有建材調査者**」のことを言います。

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者
(一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定)
- ・これらと同等の知識を有する者

具体的には、「令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会(NADA)に
登録された者」がこれに該当します。

注意！

無資格者による事前調査は法令違反となります。





疑問②

どうすれば資格が取得できるの？

現在、全国各地で講習会が開かれています！
下記のホームページで開催日時や場所を探して予約の上で
できるだけ速やかに講習を受講してください。

● **建築物石綿含有建材調査者講習**

建築物石綿含有建材調査者講習を受講したい場合は、
下記の講習機関まで直接お問い合わせください。

新規定登録全国第1号

一般社団法人 環境科学対策センター

<https://www.kankyokagaku.jp/>





疑問③

工事開始時期が迫っているのに、
有資格者がいない場合はどうすれば？

社内に有資格者がいない場合は外部の有資格者に事前調査を依頼※してください。また、そうした事態を未然に防ぐために、迅速な「取得計画」の立案をお願いします。

※依頼先については
一般社団法人 環境科学対策センター
までご相談ください。



参考メモ

資格の取得状況について

●現在の資格の取得状況

事前調査を実施するために必要な知識を有する者は、建築物の解体等の作業を行う事業者の数から推計すると、必要な人数の確保のためには、**今後30～40万人程度が建築物石綿含有建材調査者講習を受講する必要がある**と予想されています。

●資格取得までのプランを明確化

事前調査を行う者の資格化については、**義務化の期限は令和5年10月1日**と比較的緩やかに設定されていますが、これは講習会等による有資格者の育成には、ある程度の猶予が必要なため、事業者は**可能な限り速やかに資格の取得することが求められています**。令和5年10月1日以降の完全義務化の前であっても、**入札案件等では有資格者による事前調査を求められる**ケースもあるようですので、できるだけ迅速な資格取得をおすすめします。





疑問④

どうしても資格者が見つからない場合は
どうすればいいの～対応ケース①
〈みなし含有〉

石綿作業主任者の管理のもと、すべての建材をリストアップし、石綿が含まれているとみなして(みなし含有)、必要なばく露防止策を講じ、安全な作業を行ってください。

文書や目視での確認を行った上で、最も危険な青石綿の高濃度ばく露の危険性があると想定し、負圧管理、切断などの処理の禁止、集じん・排気装置の初回時・変更時の点検など、建材レベルに応じた対策を講じ、安全に作業を行ってください。





疑問⑤

どうしても資格者が見つからない場合は
どうすればいいの～対応ケース②
＜分析判定＞

石綿作業主任者の管理のもと、すべての建材をリストアップし、石綿の＜含有あり・なし＞について必ず専門の分析機関※で判定し、その結果に基づいて石綿のばく露防止対策をしてください。

※分析機関については
一般社団法人 環境科学対策センターまで
ご相談ください。

注意！

＜含有なし＞判定ならどこまでが＜含有なし＞
エリアなのかの判断は、＜有資格者＞または
＜最寄りの行政機関＞の判断が必要です。





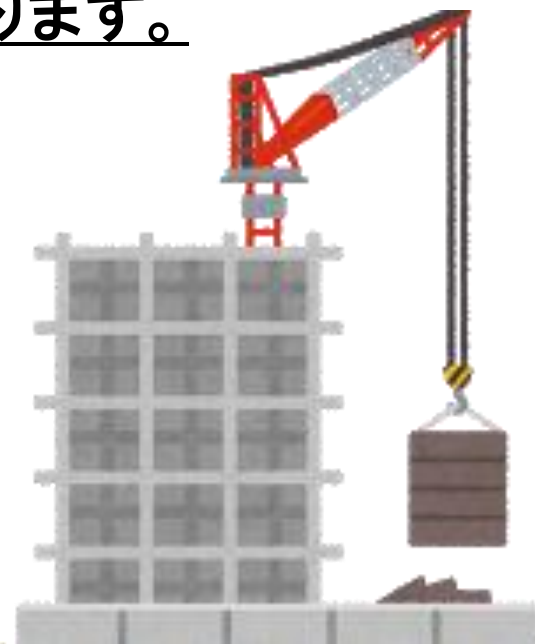
疑問⑥

ビルやマンション、工場、病院などの
解体工事以外は関係ないのでは？

いいえ！ビルなどの建物の解体・改修だけでなく、建築物の配管設備やエレベータ、給排水設備のリフォームなど、**多くの建築設備の改修工事が対象**となります。

●建築物とは

建築物とはすべての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含む。



参考メモ

令和4年4月1日からは 事前調査結果の行政への報告 が必要となります



●報告対象工事

次の工事を行う際には、元請業者が事前調査結果の報告が必要となります。

- ・床面積 80 m²以上の建築物の解体工事
- ・請負金額100万円以上の建築物の改修工事
- ・請負金額100万円以上の工作物の解体工事・改修工事

●報告事項

事前調査結果報告には**調査を実施した者の氏名及び資格**が含まれます。（令和5年10月以降は有資格者であることが必要となります。）





**石綿障害の予防における事前調査の重要性
をご理解いただき、事前調査の有資格者の
育成にご協力ください。**

お問い合わせ先
一般社団法人 環境科学対策センター
専務理事 脇谷 壮太郎
直通ダイヤル 06-6363-5880
info@kankyokagaku.jp